



第3次寒川町環境基本計画(案) 概要版

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント (町民意見の公募)

(意見募集期間)

令和3年1月4日(月) ~ 2月3日(水)まで

寒川町では、環境の保全及び創造に関する基本理念を示した「寒川町環境基本条例(平成13年3月制定)」に基づき、平成15年3月に町が目指す望ましい環境像の実現に向けた施策を体系別・方向別に掲げた「寒川町環境基本計画」を策定しました。その後、平成20年3月に寒川町環境基本計画を改訂(中間見直し)し、平成24年3月に第2次寒川町環境基本計画を策定しました。

第2次寒川町環境基本計画策定後、本町は、圏央道(首都圏中央連絡自動車道)の一部として整備され平成27年3月に全線開通したさがみ縦貫道路により利便性の向上と交通の変化や、寒川駅北口地区、ツインシティ倉見地区、田端西地区の計画的な市街地整備等が進められるなど、まちの様子が変化しつつあります。

世界に目を向けると、2015(平成27)年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示された国際目標であるSDGsが採択され、2016(平成28)年~2030(令和12)年までの15年間で世界が達成すべき、持続可能な開発を目指すためのゴールが示されました。これを受け、我が国においても、平成28年12月に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が決定され、それ以降、地方自治体を含む様々な事業体でSDGsの目標に資する取り組みを推進するようになりました。

このような背景の中で令和3年3月に第2次寒川町環境基本計画の計画期間を終え、町のこれからまちづくりが、我が国の持続可能な社会の構築に資するものになり、次世代までの町民誰しもがこころ穏やかに暮らせるまちとなることを念頭に、第3次寒川町環境基本計画を策定するものとします。

令和3年1月 寒川町

本計画で示している各取り組みは、望ましい環境像の実現を目指すとともに、SDGsに資する取り組みとしても位置付け、地球市民の一員である寒川町も世界的な目標の達成に寄与するものとします。本計画では、基本目標、重点プロジェクトごとに主に関連するSDGsの目標を示しています。

SDGs(エスディージーズ)とは

SDGsとは、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略称です。SDGsは、地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、すべての国連加盟国が2030年までに取り組む17分野の目標のことです。生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等、先進国が直面する課題も含まれています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

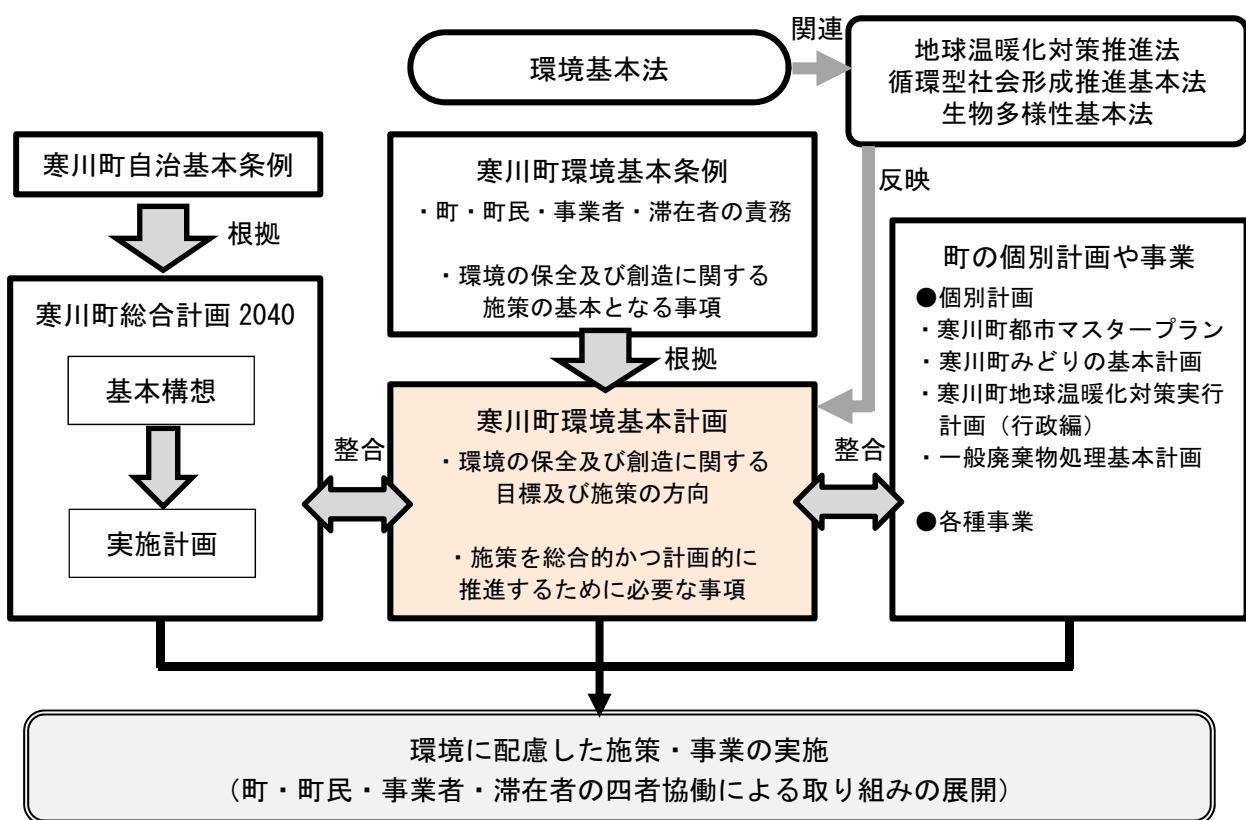


計画策定にあたっての基本的事項

計画の位置付け

本計画は、「寒川町環境基本条例」の基本理念に基づき、環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向を定め、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものです。

また、「寒川町総合計画 2040」を上位計画とし、町における環境行政の根幹として各施策や各分野の個別計画と整合を図り、補完し、具体化していくための基本計画として位置付けます。したがって、各種施策の環境に関わる事項については、本計画の方向に沿って策定・推進されます。



■計画の位置付け

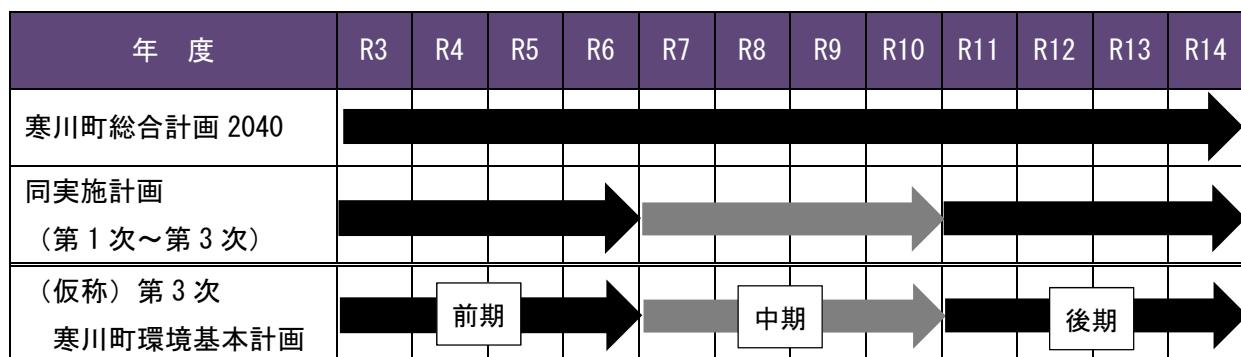
計画の期間

本計画の計画期間は、「寒川町総合計画 2040」、及び同計画に基づく第1次から第3次までの「実施計画」の計画期間を勘案し、令和3年度から令和14年度までの12年間とし、4年間ごとに区切り、それぞれ前期・中期・後期とします。

なお、寒川町総合計画 2040 の改定や社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

また、寒川町総合計画 2040 における令和15~18年度の第4次実施計画、令和19~22年度の第5次実施計画の計画期間（8年間）における取り組みは（仮称）第4次寒川町環境基本計画において引き継ぐことを想定しています。

■計画の期間



計画の実施主体

計画の実施主体は、寒川町環境基本条例に基づき、町・町民・事業者・滞在者とします。各主体の責務は同条例に基づく以下の内容を位置付けるものとし、対象とする環境の範囲で示したあらゆる環境保全と創造の取り組みにあたって、各主体が参加、協働することで、町の望ましい環境像を実現するものとします。

■各主体の責務

主 体		責 务
町	・寒川町	町は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を定め、実施するとともに、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先した取り組みを進めます。
町民	・寒川町の住民 ・町に通勤・通学する人 ・ボランティアなどの活動を行う団体等	町民は、日常生活に伴う環境への負荷の低減、その他の環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策の推進に積極的に協力します。
事業者	・町内で事業を営む企業等 ・その他事業を営む主体*	事業者は、事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減、その他の環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組み、必要な措置を講ずるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策の推進に積極的に協力します。
滞在者	・レジャー や神社への参拝など、一時的に町内に滞在する人。	旅行者その他滞在者は、町の滞在に伴う環境への負荷の低減、その他の環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

*例えば、事業を営む主体としての側面から見た場合の、地方公共団体など（ここで言う事業者とは、必ずしも営利を目的とした事業を営む者のみに限定されず、公益事業を営む者も含まれる）

寒川町が目指す望ましい環境像

寒川町が目指す望ましい環境像

町が目指す望ましい環境像を『環境と人が共生し、次世代まで良好な環境が受け継がれ“新化”するまち さむかわ』とし、この環境像の実現を目指した町、町民、事業者、滞在者の取り組みを推進していくものとします。

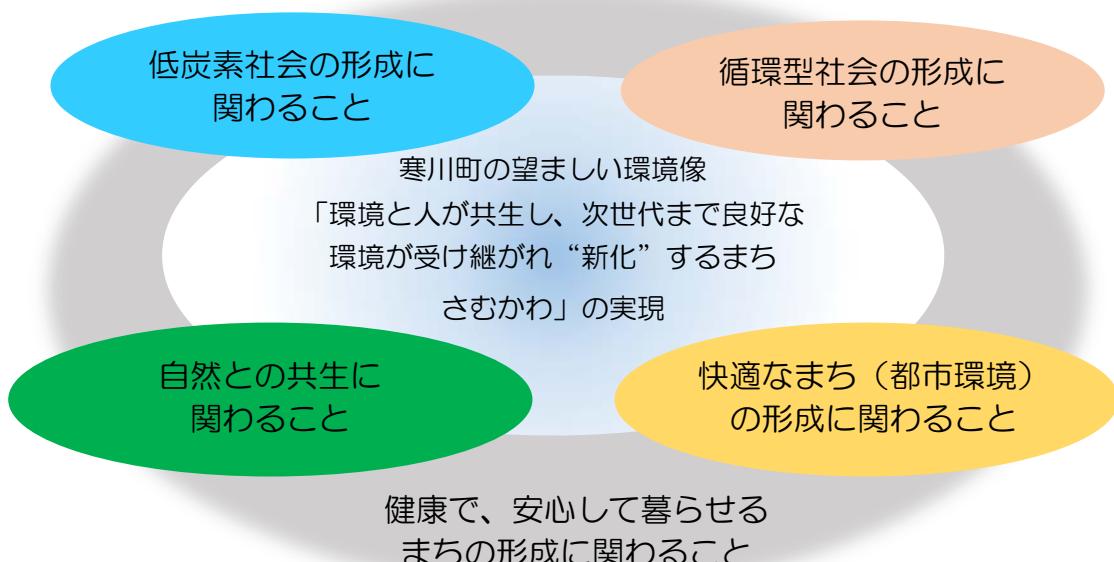
■寒川町が目指す望ましい環境像

環境と人が共生し、
次世代まで良好な環境が受け継がれ “新化” するまち
さむかわ

計画が対象とする環境の範囲

「持続可能な社会の形成」にあたっては、「健康で安心な暮らし」が確保される社会を基盤に置きつつ、「自然共生社会」、「低炭素社会」、「循環型社会」、「快適なまち（都市環境）」を実現することにより形成されるものと言えます。

これらのことと踏まえ、本計画で対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。



■計画の対象とする環境の範囲

望ましい環境像を実現するための基本目標と取り組み方針（計画の体系）

町が目指す望ましい環境像を実現するための基本目標と取り組み方針による「計画の体系」を以下に示します。これらの基本目標に資する町、町民、事業者、滞在者の取り組みを推進、促進していくものとします。

【望ましい環境像】

環境と人が共生し、次世代まで良好な環境が受け継がれ“新化”するまち さむかわ

【基本目標 1】 健康で、安心して暮らせるまちを形成します

取り組み方針

- ①空気と水をきれいにする
- ②生活に不快感を与える騒音や悪臭等を防止する
- ③災害・事故時等の生活環境対策を推進する

取り組み方針

- ③清潔で美しいまちをつくる
- ①都市の中の水辺や緑を創出する
- ②環境に配慮した交通インフラの整備などのまちづくりを推進する

【基本目標 5】 快適で住みやすい都市環境を構築します

取り組み方針

- ①ごみの減量化や資源化を推進する
- ②ごみの適正管理・適正処理を推進する
- ③水が循環するまちをつくる

【基本目標 4】 資源が循環する仕組みを構築します

取り組み方針

- ①省エネルギーを推進する
- ②再生可能エネルギーの利用を推進する
- ③気候変動の影響に適応したまちをつくる

【基本目標 3】 低炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策を推進します

取り組み方針

- ①農地を保全し、農地の持つ環境保全機能を強化・活用する
- ②生きものの生息空間を保全し、生物多様性を確保する
- ③歴史・文化を保全し、次世代へ継承する

【基本目標 2】 歴史とともに育まれた自然と共生します

■計画の体系

望ましい環境像を実現するための取り組み

【基本目標 1】健康で、安心して暮らせるまちを形成します

この基本目標では、日常の生活活動に関わる環境について取り扱います。都市型公害や身近な環境汚染に関わる要素や、災害・事故時等の環境対策に係る要素が含まれます。

(1) SDGs との関連性・取り組みの体系・町の取り組み（例）

【基本目標 1】健康で、安心して暮らせるまちを形成します				
3 すべての人に健康と福祉を	6 安全な水とトイレを世界中に	11 住み続けられるまちづくりを	14 海の豊かさを守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう
1-1 空気と水をきれいににする	1-1-1 大気環境の保全 1-1-2 水質環境の保全	▶ 県と連携して大気汚染防止法等の法令に基づく規制、基準の遵守について指導します。 ▶ 町内の大気環境に係る調査を実施します。 ▶ 公共下水道への接続を促進します。 ▶ 町内の河川等の水質に係る調査を実施します。		
1-2 生活に不快感を与える騒音や悪臭等を防ぐ	1-2-1 騒音・振動の防止 1-2-2 悪臭の防止	▶ 騒音規制法や振動規制法等に基づく規制、基準の遵守について指導します。 ▶ 県と連携して、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく規制、基準の遵守について指導します。		
1-3 災害・事故時等の生活環境対策を推進する	1-3-1 有害化学物質の漏洩防止、災害・事故時等の拡散防止等における生活環境対策 1-3-2 土壌汚染、地盤沈下の防止	▶ 県と連携してダイオキシン類対策特別措置法等に基づく規制・基準の遵守について指導します。 ▶ 災害・事故時における有害化学物質の拡散防止等について関係機関と共に適切に対応します。 ▶ 県と連携して土壌汚染、地盤沈下を防止するため、法令などに基づく規制、基準の遵守について指導します。		

(2) 町民・事業者・滞在者の取り組み（例）

町民	▶ 公共下水道への接続を進めます。 ▶ 自動車利用中心の生活から、公共交通機関や徒歩、自転車を使った生活を心がけます。 ▶ 家の庭などでごみを燃やさないようにします。 ▶ 生活騒音について、近隣の迷惑にならないよう配慮します。 ▶ 災害発生時には、正確な情報の把握と冷静な行動を心がけます。
事業者	▶ 事業所からの排水を適正に処理します。 ▶ 工場・事業所からの大気汚染防止に努めます。 ▶ 工場などで使用する機械などは低騒音型・低振動型のものを採用します。 ▶ 危険物や有害化学物質の適正管理を徹底します。 ▶ 土壌汚染の実態把握、原因究明に協力します。
滞在者	▶ 河川を汚さないようにします。 ▶ レジャーにおける騒音に配慮します。 ▶ 災害発生時には、正確な情報の把握と冷静な行動を心がけます。

【基本目標2】歴史とともに育まれた自然と共生します

この基本目標では、動植物や生態系に関わる環境について取り扱います。主に、地域の豊かな自然の保全・創造に係るような要素が含まれます。

(1) SDGsとの関連性・取り組みの体系・町の取り組み(例)

【基本目標2】歴史とともに育まれた自然と共生します			
11 住み続けられるまちづくりを 	14 海の豊かさを守ろう 	15 陸の豊かさも守ろう 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 
2-1 農地を保全し、農地の持つ環境保全機能を強化・活用する	2-1-1 農地の保全、活用	➤ 遊休農地の解消に努めます。 ➤ 農業体験を支援します。 ➤ 環境保全型農業を推進します。	
2-2 生きものの生息空間を保全し、生物多様性を確保する	2-2-1 動植物の保全と生息環境の保全	➤ 緑地・河川・湧水等の自然環境の維持・保全に努めます。 ➤ 自然観察会の開催など、野生動植物に関する情報を提供し知識の普及を進めます。	
2-3 歴史・文化を保全し、次世代へ継承する	2-3-1 歴史・文化の保全	➤ 町の歴史に関する資料を調査、収集、保存し、講座や企画展示の開催、刊行物の発行等の情報発信を行い、その活用を図ります。	

(2) 町民・事業者・滞在者の取り組み(例)

町民	➤ 地元の農産物を積極的に購入します。 ➤ 家庭菜園を積極的に利用します。 ➤ 自然の豊かな場所は荒らさないようにします。 ➤ 自然観察会などに積極的に参加し、生きものに関する知識を高めます。 ➤ 保存樹林・保存樹木の保全に協力します。 ➤ 野生動植物の分布や生態調査に協力します。 ➤ アライグマやハクビシン、スクミリンゴガイなどの外来種の駆除に協力します。 ➤ 文化財への理解を深め、指定・登録文化財の保護に協力するとともに、本町の歴史・文化について知識を深めます。
	➤ 遊休農地の有効活用に協力します。 ➤ 観光農園などを設置し、新たな農業を展開します。 ➤ 開発にあたっては、野生動植物への影響調査を行い、適切な保全対策を行います。 ➤ 建設、土木工事は、生態系に配慮した工法や時期を選択します。 ➤ 地域の自然やみどりの保全活動に協力します。 ➤ 敷地内に残る自然や植樹したみどりを開放するなど、地域の自然との触れ合いの場、環境学習の場としての活用に協力します。
事業者	➤ 寒川産の農産物を積極的に購入します。 ➤ 野生動植物の生育・生息に重要な場所の保護・管理に協力します。 ➤ 自然の豊かな場所は荒らさないようにします。

【基本目標3】低炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策を推進します

この基本目標では、地球温暖化対策に関わる省エネルギーや再生可能エネルギー利用の推進、気候変動の適応について取り扱います。温室効果ガス排出量の削減など、日常生活や事業活動が地球に与える環境負荷の低減に係る要素が含まれます。

(1) SDGsとの関連性・取り組みの体系・町の取り組み(例)

【基本目標3】低炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策を推進します					
					
					
3-1 省エネルギーを推進する	3-1-1 省エネルギーの推進	▶ 地球温暖化対策実行計画（行政編）に基づく省エネルギー行動の徹底を図ります。（空調や照明の適正管理、節水等）			
3-2 再生可能エネルギーの利用を推進する	3-2-1 再生可能エネルギーの利用の推進	▶ 再生可能エネルギーの導入に関する国や県の補助制度等の情報を収集し市民や事業者に広く情報提供するとともに、町独自の補助制度の検討を進めます。			
3-3 気候変動の影響に適応したまちをつくる	3-3-1 自然災害対策の推進	▶ 地域の自主防災組織の育成を促進し、防災訓練などを通じて、市民の水害に関する防災意識の向上を図ります。			
	3-3-2 健康対策の推進	▶ 熱中症予防に係る情報提供や学習講座の開催を推進します。			
	3-3-3 気候変動に伴う自然環境との関わりの把握	▶ 気候変動と生態系の変化に係る情報収集と提供に努めます。			

(2) 町民・事業者・滞在者の取り組み(例)

町民	<ul style="list-style-type: none">▶ 使用していない家電製品のコンセントを抜くなど、生活における省エネルギー行動を心がけます。▶ 家電製品を購入する際には、省エネルギー型を選択します。（LED 照明など）▶ 熱中症対策アプリなどを活用し、予防に努めます。▶ 洪水ハザードマップを把握します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">▶ 過度の電飾や冷暖房を控えるなど、事業所単位での省エネルギーを促進します。▶ 省エネルギー型の機械・設備を積極的に導入します。▶ 事業活動において、太陽光発電など再生可能エネルギーを積極的に導入し利用します。▶ 災害時の物流ルートや燃料供給に関して検討します。▶ 事業活動における熱中症対策を徹底します
滞在者	<ul style="list-style-type: none">▶ 町内の移動にあたっては、公共交通機関や歩行、自転車を利用します。▶ 熱中症対策アプリなどを活用し、予防に努めます。▶ 身の回りの除菌やマスク着用等の感染症対策を行います。

【基本目標4】資源が循環する仕組みを構築します

この基本目標では、ごみの減量やリサイクル対策、適正処理に関わる取り組みについて取り扱います。また、水循環の確保や水資源の保全に係る要素も含まれます。

(1) SDGsとの関連性・取り組みの体系・町の取り組み(例)

【基本目標4】資源が循環する仕組みを構築します		
11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	17 パートナーシップで目標を達成しよう
4-1 ごみの減量化や資源化を推進する	4-1-1 4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)の推進	<ul style="list-style-type: none">➢ 生ごみ処理機器の設置補助等によるごみ減量化を推進します。➢ 食品ロスを削減するための取り組みを推進します。(3010運動等)➢ 廃棄物の回収・再資源化を促進します。
4-2 ごみの適正管理・適正処理を推進する	4-2-1 ごみの適正管理・適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none">➢ ごみの収集回数の適正化に努めます。➢ 広域化計画に基づく廃棄物の適正処理を推進します。
4-3 水が循環するまちをつくる	4-3-1 水循環の推進	<ul style="list-style-type: none">➢ 農地・樹林地を保全し、地下水の涵養を図ります。➢ 雨水貯留槽の設置や、浄化槽の転用を進め、雨水利用を促進します。

(2) 町民・事業者・滞在者の取り組み(例)

町民	<ul style="list-style-type: none">➢ 生ごみ3キリ運動(使いキリ、食べキリ、水キリ)を実践します。➢ 買い物時にはマイバッグを持参し、レジ袋削減などのリフューズ・リデュースを実践します。➢ 食品ロスをなくします。➢ 資源物は必ず分別して出します。➢ リサイクル活動へ参加します。➢ ごみ処理のルールを守ります。➢ 雨水貯留槽などを設置し、雨水を散水などに利用します。➢ 雨水浸透樹を設置し、宅地内の雨水浸透に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">➢ 毎月のごみ量を把握し、削減に努めます。➢ 食品ロス削減などの協力店に参加します。➢ レジ袋の削減や、過剰包装を行わないように努めます。➢ 廃棄物は可能な限り資源物としてリサイクルします。➢ ごみは法令に基づき適正に処理します。➢ 雨水貯留設備の導入などにより雨水を有効に活用します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none">➢ 買い物時にはマイバッグを持参し、レジ袋削減などのリフューズ・リデュースを実践します。➢ 食品ロスをなくします。➢ ごみ処理のルールを守ります。

【基本目標5】快適で住みやすい都市環境を構築します

この基本目標では、快適な都市環境づくりについて取り扱います。まちの景観や、都市の中の緑や水辺の創出、秩序ある都市づくりに係る要素が含まれます。

(1) SDGsとの関連性・取り組みの体系・町の取り組み(例)

【基本目標5】快適で住みやすい都市環境を構築します			
3 すべての人に健康と福祉を 	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	11 住み続けられるまちづくり 	13 気候変動に具体的な対策を 
14 海の豊かさを守ろう 	15 陸の豊かさも守ろう 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 	
5-1 都市の中の水辺や緑を創出する			
5-1-1 都市の中の水辺や緑の創出の推進		<ul style="list-style-type: none">➢ 公園整備、維持管理を進めます。➢ 町民、事業者による緑化活動を推進します。	
5-2 環境に配慮した交通インフラの整備などのまちづくりを推進する	5-2-1 公共交通やインフラ等の整備	<ul style="list-style-type: none">➢ 安全で歩きやすい歩道の整備を進めます。➢ 自転車が利用しやすい環境づくりを推進します。➢ まちの公共交通機関の充実を図るとともに、公共交通機関の利用を促進します。	
	5-2-2 地域整備における環境配慮	<ul style="list-style-type: none">➢ ツインシティ倉見地区の整備にあたっては既存の農地や自然環境との調和に配慮するとともに、地球環境にやさしい環境共生都市の実現を目指します。	
5-3 清潔で美しいまちをつくる	5-3-1 環境美化活動や不法投棄対策の推進	<ul style="list-style-type: none">➢ 寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例に基づくまちの美化活動を推進します。	
	5-3-2 景観の保全	<ul style="list-style-type: none">➢ 土地区画整理事業に併せ地区整備計画を策定し、秩序ある土地利用を図ります。	

(2) 町民・事業者・滞在者の取り組み(例)

町民	<ul style="list-style-type: none">➢ 街路樹や公園などの緑を管理するための地域活動に参加します。➢ 住民参加のまちづくりに参加します。➢ 路上などに自転車を放置せず、自転車駐車場を利用します。➢ ごみのポイ捨てはしません。➢ 地域の清掃活動に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">➢ 地域の緑化活動について積極的に参加・支援します。➢ 敷地内の緑化に努めます。➢ ごみの不法投棄防止のための情報提供に協力します。➢ 歩道などの道路上で、歩行の妨げになる看板などは設置しません。
滞在者	<ul style="list-style-type: none">➢ 水辺を利用した際には、ごみの持ち帰りを行います。➢ 町内の移動にあたっては、公共交通機関や徒歩、自転車を利用します。➢ ごみ捨てマナーを守り、景観の維持に努めます。

重点プロジェクト

重点プロジェクトの考え方

本計画では、町が目指す望ましい環境像「環境と人が共生し、次世代まで良好な環境が受け継がれ”新化”するまち さむかわ」を前項で示した取り組みにより実現するものです。

一方で、本計画は令和 14 年度を目標とした 12 年間の長期的な計画となります。このため、速いスピードで変化する環境を取り巻く社会情勢を勘案すると、着実な進行管理のもと、その時々の情勢に見合った環境対策をフレキシブルに講じていく必要があります。

そこで、現在の社会情勢や町の環境課題を勘案した課題を踏まえ、本計画の前期期間である令和 3 年度から令和 6 年度の 4 年間で、着実に実施する町の取り組みを位置付けた重点プロジェクトを設定します。

重点プロジェクト設定にあたっての考え方を以下に示します。

- ・重点プロジェクトのテーマは、本計画の期間内のうち、前期、中期、後期の各期間（各 4 年間）で、その時々の情勢や町の環境に係る課題に対して重点的に実施すべき事項について位置付けるものとする。
- ・本計画書では、前期期間の重点プロジェクトのみを示すが、中期、後期の各重点プロジェクトの変更に伴う計画書の変更は行わず、各期の前年度に作成する環境報告書の中で位置付けるものとする。
- ・重点プロジェクトのテーマ及び取り組みの数は問わないものとする。
- ・重点プロジェクトに基づく取り組みは 4 年間のうち、毎年の数値管理目標を設定するものとし、毎年の進行管理において進捗状況を確認する。

本計画では、次のとおり前期期間における 2 つの重点プロジェクトを設定します。

「水辺を中心としたまちをきれいにしよう！プロジェクト」
「二酸化炭素排出実質ゼロのまちキックオフ！プロジェクト」

※排出実質ゼロ：CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

水辺を中心としたまちをきれいにしよう！プロジェクト

【SDGs（持続可能な開発目標）との関連性】

本重点プロジェクトはSDGsのうち、特に「11.住み続けられるまちづくりを」に資する取り組みとなります。また、「14.海の豊かさを守ろう」、「17.パートナーシップで目標を達成しよう」にも資する取り組みとなります。



（1）小出川を中心とした河川水質の改善・監視強化

更なる水質改善が必要な小出川を中心とした、河川等の水質改善に向けた取り組みを推進します。

（2）下水道整備の推進と接続の推進

未整備区域の下水道整備を推進するとともに、下水道整備区域における未接続家庭への下水道への接続を推進します。なお、本取り組みは、寒川町公共下水道事業計画との連携により推進します。

（3）水辺を中心とした環境美化の推進

町や団体等が実施する美化活動の実施を推進するとともに、町民や事業者が自ら実施する美化活動に対する支援、美化活動により収集されるごみの量の削減などを推進します。

（4）水辺の自然とのふれあいの推進

水辺における自然とふれあう場の創出と、自然観察会など町民が自然とふれあう機会の充実を図ります。なお、本取り組みにあたっては、さむかわエコネットをはじめとする団体との協働により取り組んでいきます。

二酸化炭素排出実質ゼロのまちキックオフ！プロジェクト

【SDGs（持続可能な開発目標）との関連性】

本重点プロジェクトはSDGsのうち、特に「7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「13. 気候変動に具体的な対策を」に資する取り組みとなります。また、「12. つくる責任使う責任」、「17. パートナーシップで目標を達成しよう」にも資する取り組みとなります。



（1）公共施設における施設設備等の運用改善

公共施設の設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。なお、本取り組みは、第2次寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）との連携により推進します。

（2）公共施設における施設設備等の更新

公共施設において、新たに設備を導入する際や、現在保有している設備を更新する際には、エネルギー効率の高い設備等を導入します。なお、本取り組みは、第2次寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）との連携により推進します。

（3）公共施設における再生可能エネルギーの導入

太陽光発電設備やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入します。なお、本取り組みは、第2次寒川町地球温暖化対策実行計画（行政編）との連携により推進します。

（4）湘南エコウェーブプロジェクトの推進

藤沢市・茅ヶ崎市との2市1町で連携し、様々な環境学習事業を通して、広域的に地球温暖化の防止及び気候変動適応への取り組みを推進します。

（5）再生可能エネルギー由来の電力調達による電力使用の低炭素化

現在、国をはじめ世界的に取り入れられている「RE100*」導入の取り組みを参考に、再生可能エネルギー由来の電力を積極的に調達し、町の事務事業に伴う電力使用の低炭素化を推進します。

*RE100：国際環境NGOのThe Climate Group（クライメイト・グループ）が2014年に開始した国際的な企業の連合体のこと。REはRenewable Energyの略で、日本語では再生可能エネルギーを意味している。企業活動で必要なエネルギーの100%を水力や太陽光などの再生可能エネルギーで調達することを目指す企業が加盟している。

(6) 町民・事業者に対する省エネ行動や再生可能エネルギー導入の促進

家庭や事業所における省エネ行動を促進するとともに、再生可能エネルギーの導入に関する国や県の補助制度等の情報を収集し町民や事業者に広く情報提供を行います。

また、民間における省エネ行動や再生可能エネルギー導入に向けた町独自の制度の検討をすすめます。

(7) 二酸化炭素の吸収源となる樹林地の保全

森林吸収源対策として、寒川町森林整備計画に基づく適切な森林整備を行うとともに、現存する貴重な樹林地については地域制緑地の活用により樹林地保全の担保性の向上に努めます。

また、社寺林や屋敷林などの小さな樹林地についても保全します。

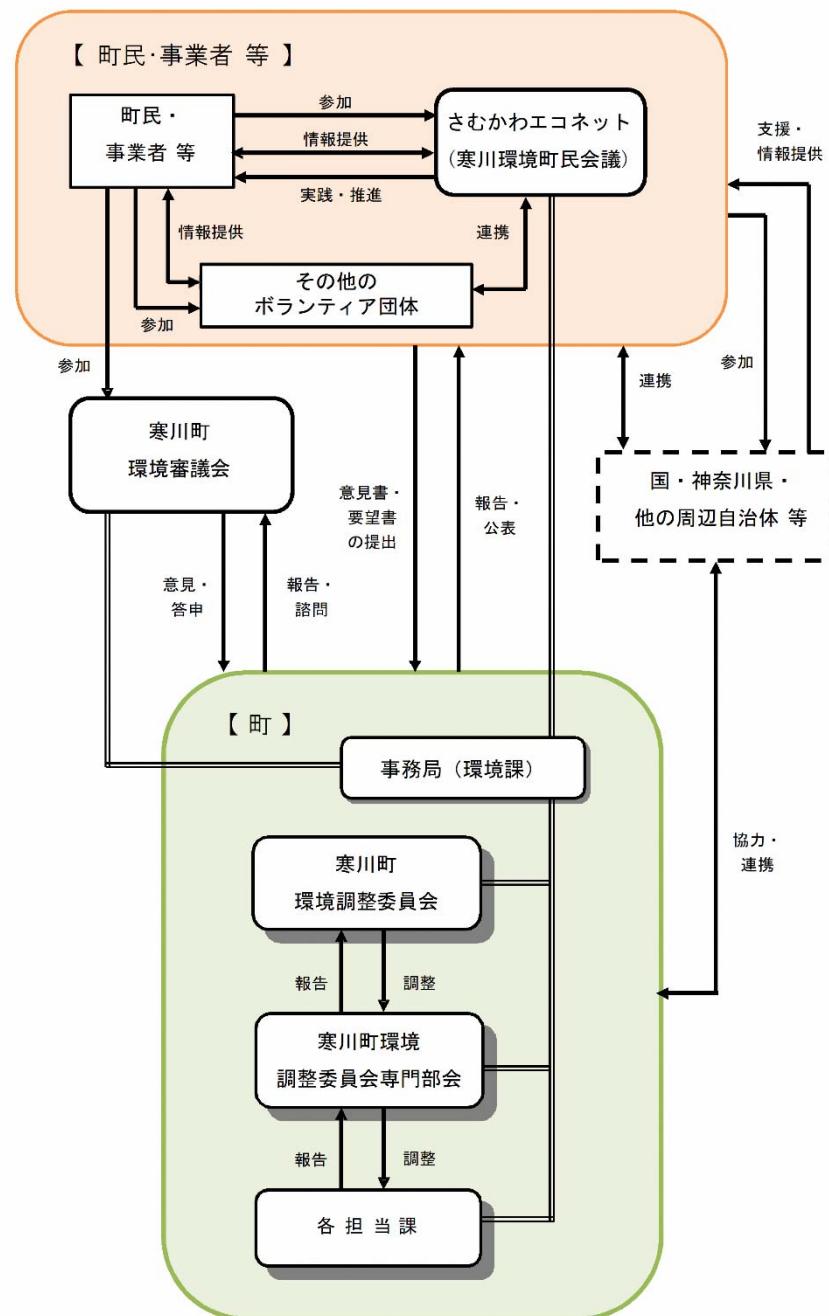
(8) 都市緑化等による二酸化炭素の吸収源の創出

都市における二酸化炭素吸収源の創出のため、寒川町みどりの基本計画に基づき、都市公園（基幹公園、都市緑地、緑道）、公共施設緑地、民間施設緑地の維持、整備を推進します。

計画の推進体制と進行管理

計画の推進体制

望ましい環境像の実現に向けて、本計画を総合的かつ計画的に推進するためには、各主体の自主的・積極的な取り組みと、参加と協働による地域ぐるみのパートナーシップの形成は欠かせません。そこで、各主体の取り組みの実効性を確保していく上で、計画の進行管理が最も重要となります。環境基本計画を推進し、点検・評価していくための推進体制は次のとおりとします。

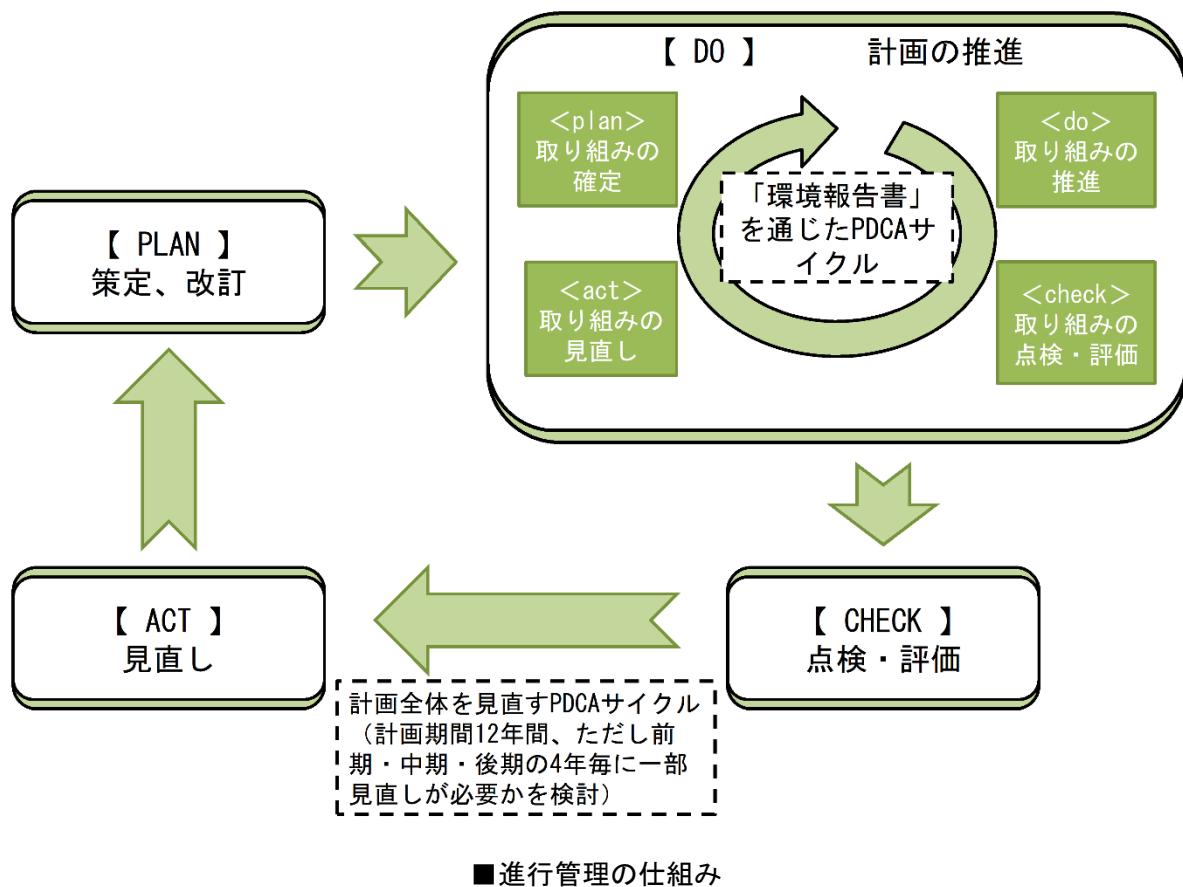


■計画の推進体制

進行管理の仕組みと手順

本計画で定めたさまざまな取り組みを着実に実践するとともに、本計画の継続的な改善を図っていくために、PDCA サイクル（P（Plan：計画立案）→D（Do：実践）→C（Check：点検・評価）→A（Act：見直し））の考え方により、進行管理を行っていきます。

具体的には、毎年度作成する「環境報告書」のとりまとめを通じた「毎年度の進行管理を行うための PDCA サイクル」と、「計画を見直すための PDCA サイクル」により管理を行っていきます。



第3次寒川町環境基本計画（案）

令和3年1月

発行：寒川町
〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165
TEL：0467-74-1111（代表）
FAX：0467-74-1385
URL：<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

全体資料の閲覧方法

「第3次寒川町環境基本計画（案）」の資料全編は、寒川町のホームページからご覧いただけます。HP内で『第3次寒川町環境基本計画』と検索。

◆ <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

► QRコードはこちら

QRコード

※次の場所でも閲覧できます。

- ・役場本庁舎 ・シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館) ・北部文化福祉会館
- ・南部文化福祉会館 ・健康管理センター ・寒川町民センターおよび町民センター分室
- ・寒川総合図書館

ご意見の提出方法について

(提出方法)閲覧場所で配布する所定の用紙か任意の用紙に記入のうえ、次の方法でご提出ください。

- ①郵送：下記宛先までご郵送ください。
 - ②FAX：0467-74-1385
 - ③メール：kankyou@town.samukawa.kanagawa.jp
- メールQRコードはこちら

④担当課へ持参

(受付時間)：土日祝日を除き、
午前8時30分～17時15分まで

(宛先)：寒川町 環境経済部 環境課 環境保全担当

(記入事項)

ご意見・住所・氏名(団体等の場合は所在地)・連絡先
※住所が町外の方は、勤務先または通学先も記入してください。

(募集期間)
令和3年1月4日(月)～2月3日(水)

いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「第3次寒川町環境基本計画」の策定において参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。

個別の回答は致しかねますのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限って使用し、「寒川町個人情報保護条例」に従い適正に管理いたします。

お問合せ先

寒川町 環境経済部 環境課
環境保全担当
住 所 〒253-0196
寒川町宮山165番地
電 話 0467-74-1111
FAX 0467-74-1385

「高座」のこころ。

高座郡さむかわ